

海外調査について（案）

調査日程、訪問先機関、聴取予定項目については、現在、調査対象国と調整中であり、変更等があり得るもの。

1 アメリカ

- (1) 調査日程
平成 24 年 1 月 29 日（日）から 2 月 3 日（金）
- (2) 訪問先機関
司法省犯罪被害者支援室、全米犯罪被害者補償委員会協会、ニューヨーク州被害者支援局、Safe Horizon
- (3) 聴取予定項目
別添 1 のとおり
- (4) 実施者
慶應義塾大学太田達也教授、内閣府職員

2 イギリス、フランス、ドイツ

- (1) 調査日程
平成 24 年 2 月 19 日（日）から 3 月 1 日（木）
- (2) 訪問先機関
 - ・イギリス
法務省、犯罪被害補償審査会、Victim Support 本部
 - ・フランス
司法省、テロ及び犯罪被害者補償基金、裁判所犯罪被害者補償委員会、全国被害者支援調停協会、
 - ・ドイツ
連邦労働社会福祉省、連邦司法局第Ⅲ 2 課一被害者補償課、ケルン年金給付局、ヴァイサーリング協会（白い輪）連邦本部
- (3) 聴取予定項目
別添 2 のとおり
- (4) 実施者
同志社大学大学院司法研究科奥村正雄教授、中央大学法科大学院小木曾綾教授、専修大学法科大学院滝沢誠准教授（ドイツのみ）、内閣府職員

3 韓国

- (1) 調査日程
平成 24 年 3 月 4 日（日）から 3 月 7 日（水）
- (2) 訪問先機関
法務省人権局救助課、大検察庁強力部被害者人権課、ソウル東部犯罪被害者支援センター及びスマイル花園、女性家族部権益増進局権益支援課、スマイルセンター、韓国性暴力相談所、ワンストップセンター
- (3) 聴取予定項目
別添 3 のとおり
- (4) 実施者
慶應義塾大学太田達也教授、内閣府職員

質問事項：アメリカ

1 司法省犯罪被害者支援室 (U. S. Department of Justice, Office for Victims of Crime)

1 Crime Victim Fund について

【以下は Fund の財源 resource に関する質問】

- Crime Victim Fund の財源は、連邦事件の下記のようなものであるが、組み入れられた金額の内訳はどのようになっているか（例えば、2010 年度）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • Criminal fines. • Forfeited appearance bonds. • Special forfeitures of collateral profits from crime. • Special assessments that range from \$25 on individuals convicted of misdemeanors and \$400 on corporations convicted of felonies. • Gifts, donations, and bequests by private parties, as provided by the USA PATRIOT Act in 2001 that went into effect in 2002 |
|--|

- criminal fines から Fund へ組み入れられた 1 年度 (one fiscal year) の合計金額のうち、連邦犯罪 (federal crime) の罪種毎 (type of offences) の内訳はどのようになっているか。罪種毎の金額がわからない場合は、個人 (individual) からの Fund へ組み入れられている主たる罪種は何か。罰金が Fund に組み入れられることになる、法人による犯罪の主たる罪種についてはどうか。
- 犯罪者に課す special assessments から Fund へ組み入れられた 1 年度の合計金額のうち、個人 (individual) と個人以外の人、つまり法人 (person other than individual, namely body corporate) の内訳はどのようになっているか。個人 (individual) が納付した special assessments からの Fund へ組み入れられた金額の、罪種毎の内訳はどのようになっているか。罪種毎の金額がわからない場合は、個人 (individual) からの Fund へ組み入れられている、主たる罪種は何か。
- 有罪確定者 (a convicted person) の中で special assessments を支払うことができない者が実際にどれくらいいるか。
- criminal fines や assessment など犯罪者が支払う金銭を Crime Victim Fund の財源とした理由又はメリットは何か。反対にデメリット又は批判はあるか。
- criminal fines や assessment など犯罪者が支払う金銭を Crime Victim Fund の財源とした方が、財源として安定するか。

【以下は Fund の補助金 grant としての用途に関する質問】

- Crime Victim Fund から州が犯罪被害者補償の補助金を得るための、州の犯罪被害者補償制度に求められる要件として、警察などの法執行機関 (law enforcement like police) への通報 (reporting within certain period) 要件がないが、多くの州はこれを補償の要件としている。Crime Victim Fund としては、何故、通報を要件としてい

ないのか。

- Crime Victim Fund から被害者補償制度のために州に交付した補助金の総額は、2010年度で幾らか。州毎の内訳は幾らか。
- 州が被害者補償制度のために Crime Victim Fund から受け取った補助金の使途の内訳に関する情報（報告書）を OVC は受け取っているか。各州の使途の状況はどうなっているか。
- テロの被害者に対する補償のための州に対する補助金 (grant for compensation for victims of terrorism) の制度はどのようになっているか。2010 年度で交付した例はあるか。
- 日本において罰金財源を活用しようとした場合には、脱税事件 (tax evasion)、道路交通法違反事件の被告人 (the defendant) が大半の納付者となるものと思われ、支給を受ける被害者との不一致が生じるという面がある。criminal fines や assessment など犯罪者が支払う金銭について、負担者と受益者の対応関係はどのようになっているか。負担者と受益者の間にズレがある場合、制度として、それでもよいとする理由・考え方はどのようなものか。

2 連邦の被害者補償制度

- 連邦犯罪の被害者で、連邦政府 (OVC) が直接、犯罪被害者補償を支給する制度はあるか。あるとすれば、その名称、法的根拠 (legal basis)、要件 (condition)、支給実績、財源は何か。
- 犯罪被害補償を支給した場合、犯罪者に対し連邦政府が求償 (make a convicted offender reimburse the amount of compensation paid to crime victims) することは可能か。可能である場合の求償の手続、求償実績はどうか。
- 連邦政府において実効的に求償するための方策はあるか。

3 州の被害者補償制度

- OVC は州の犯罪被害者補償制度についてのモニターや指導監督 (monitoring and advise) を行っているか。行っているとすると、どのように行っているか。
- ユニークな犯罪被害者補償制度をもっている州があれば、その内容を教えてください。
- 犯罪被害補償を支給した場合、犯罪者に対し州政府が求償することは可能か。可能である場合の求償の手続、求償実績はどうか。
- 州政府において実効的に求償するための方策はあるか。
- 2010 年 3 月に成立したヘルスケア改革法により将来的に公的医療保険の加入者が増加した場合に、犯罪被害者補償の制度面や運用面でどのような変化がありそうか。

4 被害者補償制度の理念・趣旨等について

- 犯罪被害者補償制度の理念ないし趣旨については、連邦・州のいずれにおいても、法令でこれを規定しているものはないのか。
- これまで、犯罪被害者補償制度の理念ないし趣旨について、議会等で議論されたこ

とはあったか。あったとしたらその内容。

- ・ アメリカ合衆国の各州の犯罪被害者補償制度の利用者の大部分は、他の制度の適用を受けることなく、「最後の支払い手段」(last resort)であるこの制度を利用せざるを得ない低所得者層であり、一方、この制度においては被害者等の捜査機関等への協力(cooperation in crime investigation)が強調されているものと承知している。こうした制度の仕組み及びその運用からすると、この制度の理念ないし趣旨は、犯罪被害者への社会福祉的性格をもつとともに、刑事司法への「協力確保」により、効果的な犯罪統制(effective crime control)を目指すものと推測されるが、そのような理解でよいか。

5 損害賠償との関係等について

- ・ 各州の損害賠償命令(restitution order against the defendant)の運用実績を把握しているか。
- ・ 運用実績を把握しているとすれば、被告人に対する損害賠償命令の言渡し状況はどうか。また加害者による損害賠償金が支払われている割合(履行状況)はどれくらいか。
- ・ 各州の民事裁判(civil lawsuit)による損害賠償判決(decision of damages)に関する状況を把握しているか。
- ・ 把握をしているとすれば、被告人に対する民事裁判による損害賠償判決の言渡し状況はどうか。また加害者による損害賠償金が支払われている割合(履行状況)はどれくらいか。
- ・ 損害賠償の立替払い制度(the system where the state pay damages to crime victim on behalf of offender and the state make the offender reimburse the expense afterward)がある州はあるか。ある場合、その概要。
- ・ 損害賠償(損害賠償命令によるもの及び民事裁判による損害賠償判決)の履行を加害者に強制したり、その履行を担保する制度ないし方策はあるか(被害者が加害者から履行を受けられるよう、行政が被害者に加害者の現住所地や資産状況の情報を提供するなどの支援策を含む。)

2 全米犯罪被害者補償委員会協会 (National Association of Crime Victim Compensation Boards)

1 当協会の活動内容について

- ・ 全米の被害者補償制度に関する情報収集以外に、どのような活動を行っているか。
- ・ 州に対し、被害者補償制度に関する助言や提言を行うことはあるか。
- ・ 連邦政府に対し、被害者補償制度（や補助金）の改善について要望を出すことはあるか。出しているとすれば、どのような要望か。
- ・ 協会の予算の財源は何か。

2 アメリカの被害者補償制度について

- ・ アメリカ各州の被害者補償制度の要件、支給限度額、支給実績がわかるような資料（あれば）。
- ・ アメリカで、ユニークな被害者補償制度を有している州はどこか。ユニークな点は何か。
- ・ アメリカ各州の被害者補償制度のなかで、その財源として、victim fine surcharge や special assessment など犯罪者が支払う金銭を用いていないものはあるか。
- ・ 被害者補償制度の財源として、victim fine surcharge や special assessment など犯罪者が支払う金銭以外の特徴的な財源を用いている州はあるか。あるとすればどのような財源であるか。
- ・ 被害者補償制度において、国外で犯罪被害を受けた被害者に対しても被害者補償制度の適用を認めている州はあるか。あるとすれば、国外で犯罪被害を受けた場合にはその要件、手続、給付内容はどのようになっているか。
- ・ アメリカ各州の被害者補償制度のなかで、現行制度の施行前 (before effective day of the law of victim compensation system 若しくは before the enforcement of the law of victim compensation system) に被害に遭った被害者にも遡及的に (retroactively) 適用される補償制度を有する州はあるか。
- ・ アメリカ各州の被害者補償制度のなかで、恒久障害 (permanent disability) の残った被害者に対し、年金 (pension) のような仕組みで補償を支払う制度をもっているところはあるか。
- ・ アメリカ各州の被害者補償の審査・決定機関の性質の違い (Attorney General, Department of Justice, Department of Labor and Industry) が補償制度の運用の違いに影響を与えているということはあるか。
- ・ 協会としては、アメリカの被害者補償制度の問題や課題は何だと考えているか。
- ・ 2010年3月に成立したヘルスケア改革法により将来的に公的医療保険の加入者が増加した場合に、犯罪被害者補償の制度面や運用面でどのような変化がありそうか。
- ・ 犯罪被害補償を支給した場合、犯罪者に対し州政府が求償することは可能か。可能である場合の求償の手続、求償実績はどうか。
- ・ 実効的に求償するための方策はあるか。

3 被害者補償制度の理念・趣旨等について

- ・ 犯罪被害者補償制度の理念ないし趣旨(ideal or purpose)については、連邦・州のいずれにおいても、法令でこれを規定しているものはないのか。
- ・ これまで、犯罪被害者補償制度の理念ないし趣旨について、議会等で議論されたことはあったか。あったとしたらその内容。
- ・ アメリカ合衆国の各州の犯罪被害者補償制度の利用者の大部分は、他の制度の適用を受けることなく、「最後の支払い手段」であるこの制度を利用せざるを得ない低所得者層であり、一方、この制度においては被害者等の捜査機関等への協力が強調されているものと承知している。こうした制度の仕組み及びその運用からすると、この制度の理念ないし趣旨は、犯罪被害者への社会福祉的性格をもつとともに、刑事司法への「協力確保」により、効果的な犯罪統制を目指すものと推測されるが、そのような理解でよいか。

4 損害賠償との関係等について

- ・ 各州の損害賠償命令(restitution order against the defendant)の運用実績を把握しているか。
- ・ 運用実績を把握しているとすれば、被告人に対する損害賠償命令の言渡し状況はどうか。また加害者による損害賠償金が支払われている割合(履行状況)はどれくらいか。
- ・ 各州の民事裁判による損害賠償判決に関する状況を把握しているか。
- ・ 把握をしているとすれば、被告人に対する民事裁判による損害賠償判決の言渡し状況はどうか。また加害者による損害賠償金が支払われている割合(履行状況)はどれくらいか。
- ・ 損害賠償の立替払い制度がある州はあるか。ある場合、その概要。
- ・ 損害賠償(損害賠償命令によるもの及び民事裁判による損害賠償判決)の履行を加害者に強制したり、その履行を担保する制度ないし方策はあるか(被害者が加害者から履行を受けられるよう、行政が被害者に加害者の現住所地や資産状況の情報を提供するなどの支援策を含む。)

3 ニューヨーク州被害者支援局 (New York State Office of Victim Services)

1 理念・趣旨等について

- ・ 犯罪被害者補償制度の理念ないし趣旨については、ニューヨークの法律又は規則(the Act or regulation of the State of New York)で規定しているか。
- ・ これまで、犯罪被害者補償制度の理念ないし趣旨について、議会等で議論されたことはあったか。あったとしたら、その内容。
- ・ アメリカ合衆国の各州の犯罪被害者補償制度の利用者の大部分は、他の制度の適用を受けることなく、「最後の支払い手段」であるこの制度を利用せざるを得ない低所得者層であり、一方、この制度においては被害者等の捜査機関等への協力が強調されているものと承知している。こうした制度の仕組み及びその運用からすると、この制度の理念ないし趣旨は、犯罪被害者への社会福祉的性格をもつとともに、刑事司法への「協力確保」により、効果的な犯罪統制を目指すものと推測されるが、そのような理解でよいか。

2 財源について

- ・ ニューヨーク州の犯罪被害者補償の1年度(one fiscal year)の予算は幾らか(2010-2011fiscal year)。その1年度の犯罪被害者補償のうち、ニューヨーク州が独自に用意する財源は幾らで、OVCのCrime Victim Fundから得る補助金は幾らか。
- ・ ニューヨーク州が独自で用意する犯罪被害者補償の財源の内訳(金額)はどうなっているか。Mandatory Felony Surcharge, Mandatory Misdemeanor Surcharge, Mandatory Violation Surcharge Mandatory Offence Surcharge, Additional Surcharge, Crime Victim Assistance Fee (PL, VTL) etc.
- ・ 通常の罰金の一部(a part of ordinary fine)を犯罪被害者補償の財源としているか。
- ・ 財源として、surchargeやassistance feeなど犯罪者が支払う金銭以外の特徴的な財源を用いているか。用いているとすればどのような財源であるか。
- ・ Surchargeやassistance feeなど犯罪者が支払う金銭を犯罪被害者補償の財源とした理由又はメリットは何か。反対にデメリット又は批判はあるか。
- ・ Surchargeやassistance feeなど犯罪者が支払う金銭を犯罪被害者補償の財源とした方が、財源として安定するか。
- ・ 日本において罰金財源を活用しようとした場合には、脱税事件、道路交通法違反事件の被告人が大半の納付者となるものと思われ、支給を受ける被害者との不一致が生じるという面がある。surchargeやassistance feeなど犯罪者が支払う金銭について、負担者と受益者の対応関係はどのようになっているか。負担者と受益者の間にズレがある場合、制度として、それでもよいとする理由・考え方はどのようなものか。

3 支給対象について

- 不起訴あるいは未解決の事件の被害者でも支給の対象となるか。
- 支給にあたって収入要件は存在するか。
- 一定の期間内の通報(reporting the case to the police or criminal justice agencies within a certain period)が被害者補償の支給要件となっているが、その理由は何か？（日本では、迅速な通報が被害者補償の要件にはなっていない）。
- 一定の期間内（1週間でよいか？）の通報が要件となっているが、DV被害者や性犯罪被害者などについては、通報がなされていなくとも、「特別な事情」(special circumstances)として支給の対象となり得るか。医療機関(medical facility)への通報がなされていればよいか。
- 刑事過失犯(criminal negligence case)の被害者は支給対象となるか。自動車運転過失致死傷など交通事故(traffic negligent case resulting in death or injury)はどうか。
- 合法的な在留者である外国人(legal foreign residents)の犯罪被害者は、支給の対象となるか。短期滞在の外国人(legal short-stay foreigner like tourist)はどうか。
- 5,000ドルを超える給付の場合には、生計の苦しい被害者(crime victim with financial difficulty)だけが支給対象となるのか。その場合の、生計困難(financial difficulty)の基準はあるか。被害者はどのような書類で生計困難を証明するのか。

(親族間の犯罪被害について)

- 加害者と被害者に親族関係がある場合（domestic violenceを含む）でも、被害者が被害者補償の対象となるか。加害者と被害者に親族関係がある場合で、被害者が被害者補償の対象とならない場合は、どのような場合か。加害者との関係か（例、夫婦、直系血族、兄弟姉妹など）
- 被害者に被害者補償を支給すると、加害者が不当に経済的利得を得る可能性がある場合、被害者補償が支給されるか。それは具体的にどのようなケースか、またそれをどのような方法（証拠）で認定するか。
- 親族関係のある被害者等への裁定手続きにあたって運用上留意を要する点について。

4 支給内容について

- 医療費(expenses for medical services)について、治療内容、入院期間、傷害の程度などの要件はあるか。また、精神疾患(PTSD or trauma)に対する治療費も補償の対象となるか。
- 逸失所得(lost earnings)分の補償は、週600ドル以下、合計3万ドル以下となっているが、これはどのように計算するのか。例えば、被害当時、週の所得が500ドルあった者が、犯罪被害に遭い、重傷を負って1年間全く仕事ができなかった場合は、補償額は2万4,000ドルでよいか。しかし、申請時点でいつまで仕事が

できないかわからないので、どのような方式で計算するのか。また、被害者死亡の場合の、逸失所得はどのように計算するのか。例えば、犯罪被害によって死亡した被害者が週の所得 500 ドルの場合、遺族には幾ら補償が支給されるのか。恒久障害で、生涯にわたって就労が不能になった被害者はどうか。

- ・ 職業上のリハビリ費用(occupational or vocational rehabilitation expense)は、どのような場合に支給されるのか。限度額はあるのか。
- ・ 犯罪被害によって破損したりした「重要な物の修理や交換の費用」に対して補償がなされるのは、どのような物か。

(心理カウンセリングの公費負担について)

- ・ カウンセリング費用が支給される場合の、カウンセリング実施者の要件はあるか。例えば、精神科医によるカウンセリングでなければならないか、psychotherapist によるカウンセリングでもよいか、自宅で開業しているpsychotherapist によるカウンセリングで、費用が psychotherapist 本人が設定しているようなものでもよいか、等) 費用や回数の上限はどのようになっているか。

5 支給実績と実例等について

- ・ 罪種ごとの申請件数・支給件数・総額・平均額は。
- ・ ニューヨーク州の過去5年間の殺人(murder or manslaughter), 強盗(robbery), 傷害(assault or aggravated assault), 傷害致死(assault resulting in death), 強姦(rape)の認知件数と被害者数。
- ・ ニューヨーク州で発生する支給対象となる罪種の犯罪被害の凡そ何%の被害者が被害者補償の対象となっているか。
- ・ 事件発生から支給までの平均的な期間は何日か。また、申請から支給までの平均的な期間は何日か。
- ・ 2010年度の支給拒否の、拒否理由毎の件数(the number of rejected claims by reasons)
- ・ 警察など法執行機関(law enforcement agencies like police)への通報がないというケースは、実際にはどのようなケースか。軽微な事件か? 虚偽申告の疑いのある事件か?
- ・ 以下の各ケースにつき、2010年度(ケースがない場合は、2010年以前のケースでもよい)の支給最高額と支給最低額、及び、平均的支給額の具体的事例(被害内容、支給合計額とその内訳)を教えてください。但し、被害者の個人情報(氏名、住所、保険番号など)は必要ありません。
 - ①殺人遺族(bereaved family of murder)に対する補償
 - ②傷害(強盗致傷でもOK)の被害者で、重い恒久障害が残った者に対する補償
 - ③強姦被害者で、身体的な負傷はないが、PTSDと診断され、治療やカウンセリングを受けた被害者に対する補償
 - ④Domestic Violenceの(傷害)被害者に対する補償

- ・ 2010年3月に成立したヘルスケア改革法により将来的に公的医療保険の加入者が増加した場合に、犯罪被害者補償の制度面や運用面でどのような変化がありそうか。

6 モデルケースによる、関連する社会保障制度等を含めた全体的な経済的支援の状況について

- ・ 犯罪被害者等に対して、関連する社会保障・福祉制度を含めてモデルケースでどのような制度の組み合わせによって経済的支援がなされるか。

7 損害賠償との関係等について

- ・ 被告人に対する損害賠償命令(restitution order against the defendant)の言渡し状況はどうか。また加害者による損害賠償金が支払われている割合(履行状況)はどれくらいか。
- ・ 被告人に対する民事裁判による損害賠償判決の言渡し状況はどうか。また加害者による損害賠償金が支払われている割合(履行状況)はどれくらいか。
- ・ 損害賠償の立替払い制度はあるか、ある場合、その概要。
- ・ 損害賠償(損害賠償命令によるもの及び民事裁判による損害賠償判決)の履行を加害者に強制したり、その履行を担保する制度ないし方策はあるか(被害者が加害者から履行を受けられるよう、行政が被害者に加害者の現住所や資産状況の情報を提供するなどの支援策を含む。)

8 求償や併給調整について

- ・ 犯罪被害補償を支給した場合、犯罪者に対し州政府が求償することは可能か。可能である場合の求償の手続、求償実績はどうか。
- ・ 実効的に求償するための方策はあるか。
- ・ 他の制度や民間保険による支給がなされた場合や、犯罪者による損害賠償がなされた場合、またはその可能性がある場合は、補償制度による支給はないか。

9 犯罪被害補償制度以外の犯罪被害者に対する経済的支援の制度について

- ・ ニューヨーク州に、犯罪被害補償制度以外の犯罪被害者に対する経済的支援の制度はあるか。ある場合、その名称、法的根拠、制度の概要、運用状況。
- ・ 犯罪被害の後遺症により生涯にわたって就労不能、常時介護を要するようになった被害者の場合、本制度とは別の福祉制度により十分な生活補償がなされるか。

4 Safe Horizon

1 Safe Horizon の支援内容、職員体制、財源

- ・ 性犯罪被害者，DV被害者，殺人被害者遺族に対する経済的支援又はそれに相当する住居サービス，医療支援などを行っているか。
- ・ 被害者補償制度の申請に関する情報提供や社会保障制度や保険制度等に関する情報提供などを行っているか。
- ・ 裁判所による損害賠償判決の徴収の支援は，どのように実施しているのか。
- ・ Safe Horizon の常勤職員数，ボランティア登録者数。
- ・ 収入の内訳（補助金，寄付金，収益事業など）はどうか。連邦政府の OVC やニューヨーク州政府から補助金を受けているか。

2 モデルケースによる、関連する社会保障制度等を含めた全体的な経済的支援の状況について

- ・ 犯罪被害者等に対して、関連する社会保障、福祉制度を含めてモデルケースでどのような制度の組み合わせによって経済的支援がなされるか。）

質問事項：イギリス

1 法務省 (Ministry of Justice)

犯罪被害補償制度等に関する以下の質問にご回答願いたい。

- (1) 2006 年（前回調査時）からの制度改正に関して、犯罪被害補償制度については 2008 年スキームが適用されるようになり、2010 年には「犯罪及び安全法」が成立しているが、犯罪被害補償制度の「社会の連帯と同情の表明」という理念に変わりないか。
また、所管省庁が政府の機構改革により変更されているが、内務省から法務省へ変更となった理由及びその影響（効果）は何か。
- (2) 「犯罪及び安全法」による海外テロ被害補償制度が立法化された経緯、背景について、どのような議論があったのか。また、海外で犯罪被害にあった場合の補償対象として、テロの場合のみとし、テロ以外の犯罪被害は補償対象としない理由及び考え方について教示願いたい。
- (3) 海外テロ被害補償制度における被害補償の申請、裁定、給付手続の概要、スキーム等について教示願いたい。
- (4) 不服申立手続に関して、第三者機関としての第 1 段階審査会による再審査制度を設けた背景及び必要性、2010 年における C I C A への再審査請求の件数と決定状況、第 1 段階審査会への上訴件数と決定状況について教示願いたい。
- (5) 刑罰賦課金と被害者基金に関して、現在、刑罰賦課金を被害者基金に組み入れ、同基金から犯罪被害者対策（DV 被害者相談事業、証人保護対策、V S への助成等）の費用が出されているとのことであるが、将来的に、犯罪被害補償制度の原資を同基金に求める考えはあるか。あるとした場合、原資が一般財源と刑罰賦課金等の 2 本立てとなることについて、どのような整理をするのか。
- (6) 犯罪被害者補償のための予算額及びその内訳を教示願いたい（過去 5 年間）。
- (7) 親族間の犯罪被害に関して、加害者と被害者に親族関係がある場合で、被害者が補償の対象とならない場合は同居している場合以外にどのような場合があるか。
- (8) 加害者への求償に関して、実施機関、具体的な求償の手続き、方法、実効的に求償するための方策、最近の求償権行使による回収の実績について教示願いたい。
- (9) 被害者補償の対象となる犯罪の認知件数（あれば被害者数）、被害者補償の申請者数、支給者数、拒否理由別の給付拒否件数（2010 年）。

- (10) 損害賠償金（刑事裁判及び民事裁判によるもの）の立替払い制度はあるか。
- (11) イギリスには、犯罪被害補償制度及び海外テロ被害補償制度以外に、犯罪被害者を対象とした経済的支援制度はあるか。ある場合は、その名称、法的根拠、制度の概要、運用状況を教示願いたい。
- (12) 犯罪被害者等に対して、関連する社会保障・福祉制度を含めて、別添のモデルケースについてどのような制度の組み合わせによって経済的支援がなされているか。（わかっているならば部分的でもよいので教えていただきたい。給付額については、概算あるいは当該制度で当てはまる上限及び下限の額でもよい。）
- (13) 資格要件について、父親が殺害された場合、父親に前科があるとその子供は補償を受けられないというのは今でも変更されていないのか。子供の人権をどのように考えるのか。

2 犯罪被害補償審査会 (Criminal Injuries Compensation Authority; CICA)

犯罪被害補償制度に関する以下の質問にご回答願いたい。

- (1) 逸失利益の補償に関して、重傷病の場合及び後遺障害の場合において実際にどれくらい支払われているのか、それぞれ 2010 年中の総額、申請件数、支払件数を教示願いたい。
- (2) 生計依存関係があった場合の補償の範囲に関して、生計依存関係のある遺族が犯罪被害者から経済的に独立するまでの期間をどのように判断するのか。
- (3) 特別経費に関して、特別経費として認められるために、例えば私的な治療の種類や装置の種類などについて、一定の基準や目安はないのか。また、実際に支払われている特別経費の金額と内訳（2010 年）について教示願いたい。
- (4) 心理カウンセリングの公費負担に関して、犯罪被害補償制度の対象となる心理カウンセリングについて、犯罪被害者等・症状・心理療法（カウンセリング）・実施者の範囲、条件（例えば医療保険対象の心理カウンセリングに限定されるなど）・カウンセリング費用の回数の上限等について教示願いたい。
- (5) 補償の申請から支給までの平均的な期間は何日か。
- (6) 併給調整に関して、社会保障の各種給付、特に障害年金や遺族年金に相当するものとの調整をどのように行っているのか。将来の給付分も含めて調整するのか。
- (7) 減額に関して、減額事由をどのように調査して判断しているのか。また、減額理由別の減額件数（2010 年）を教示願いたい。
- (8) 次の①から④までの遺族、遺族、障害、重傷病、精神疾患の各ケースごとに、2010 年度（ケースがない場合は、2010 年以前のケースでもよい）の支給最高額の具体的事例（支給額、被害内容、障害等級・重傷害の内容、逸失利益算定の根拠となった被害者の所得、特別経費の内容、被扶養者の有無、減額事由、併給調整、損害賠償との調整の有無等がわかるもの）を教示願いたい。
 - ① 殺人遺族に対する補償
 - ② 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で障害（1 等級及び 25 等級）が残った者に対する補償
 - ③ 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で、障害が残らなかった者に対する補償
 - ④ 精神疾患や PTSD のみ（身体的な負傷はない。）で治療やカウンセリングを受けた被害者に対する補償

- (9) 次の①から④までの遺族、遺族、障害、重傷病、精神疾患の各ケースごとに、2010年度（ケースがない場合は、2010年以前のケースでもよい）の支給最低額の具体的な事例（支給額、被害内容、障害等級・重傷害の内容、逸失利益算定の根拠となった被害者の所得、特別経費の内容、被扶養者の有無、減額事由、併給調整、損害賠償との調整の有無等がわかるもの）を教示願いたい。
- ⑤ 殺人遺族に対する補償
 - ⑥ 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で障害（1等級及び25等級）が残った者に対する補償
 - ⑦ 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で、障害が残らなかった者に対する補償
 - ⑧ 精神疾患や PTSD のみ（身体的な負傷はない。）で治療やカウンセリングを受けた被害者に対する補償
- (10) 次の①から④までの遺族、遺族、障害、重傷病、精神疾患の各ケースごとに、2010年度（ケースがない場合は、2010年以前のケースでもよい）の平均的支給額の具体的な事例（支給額、被害内容、障害等級・重傷害の内容、逸失利益算定の根拠となった被害者の所得、特別経費の内容、被扶養者の有無、減額事由、併給調整、損害賠償との調整の有無等がわかるもの）を教示願いたい。
- ⑨ 殺人遺族に対する補償
 - ⑩ 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で障害（1等級及び25等級）が残った者に対する補償
 - ⑪ 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で、障害が残らなかった者に対する補償
 - ⑫ 精神疾患や PTSD のみ（身体的な負傷はない。）で治療やカウンセリングを受けた被害者に対する補償
- (11) 本補償制度は、現行制度の施行前に被害に遭った犯罪被害者等にも適用されるものとなっているか。
- (12) 犯罪被害者等に対して、関連する社会保障・福祉制度を含めて、別添のモデルケースについてどのような制度の組み合わせによって経済的支援がなされるか。（給付額については、概算あるいは当該制度で当てはまる上限及び下限の額でもよい。）

3 Victim Support National Centre

- (1) 犯罪被害者等に対して、関連する社会保障・福祉制度を含めて、別添のモデルケースについてどのような制度の組み合わせによって経済的支援がなされるか。（給付額については、概算あるいは当該制度で当てはまる上限及び下限の額でもよい。）
- (2) 被害者支援団体の立場から、犯罪被害補償制度、損害賠償命令制度等をどのように評価しているか、また、どのような問題点があると考えているか。
- (3) 被害者及び被害者支援の立場から、犯罪被害者補償制度と社会保障制度や社会福祉制度との関係をどのように評価しているか、またどのような問題点があると考えているか。

質問事項：フランス

1 司法省 (Ministère de la Justice)

犯罪被害補償制度等に関する以下の質問にご回答願いたい。

- (1) 犯罪被害者等に対する国家補償に特化した機関と財源を設けている趣旨、理念及び必要性について教示願いたい。
- (2) 保険法を根拠とする目的税を財源とする制度ができた経緯、背景、議会等でどのような議論があったのかについて教示願いたい。
- (3) 犯罪被害者等への補償のための予算額及びその内訳を教示願いたい(過去5年間)。
- (4) 軽身体犯及び財産犯並びに車両への放火の被害者に対する補償額には上限が設けられ、重身体犯の被害者に対する補償額には上限額が設けられていないが、それはなぜか。また、上限を設けないとすることについて、財源上の問題はないのか。
- (5) 補償基金が犯罪被害者等に補償金を支払った後、私訴による又は通常の民事の裁判によりそれよりも高い額の損害賠償が命じられた場合に、犯罪被害者等はその差額を補償基金に請求することができ、補償基金はその差額を犯罪被害者等に支払うこととなっているとのことである。ということは、実質的には、補償基金が加害者の損害賠償債務を立て替え払いする機能を有しているということだと考えるが、そのような理解でよいか。また、実際に、そのような運用となっているか。
- (6) 本補償制度は、改正後の制度が施行される前に被害に遭った被害者にも改正後の制度が適用されるものか。
- (7) 損害賠償金の立替払い制度を2008年に導入した経緯、背景、理由について教示願いたい。また、財源的な問題はないのか。
- (8) 補償基金の加害者への求償権の行使について、補償基金にはすべての銀行口座情報にアクセスできる権限など、求償を行う上で必要な強力な権限が付与されているが、そのような加害者に対する強力な求償権が制度化されている理由及び考え方について教示願いたい。また、民間組織である補償基金にそのような権限を与えて問題はないのか。
- (9) 犯罪被害者等に対する医師以外の者による心理カウンセリングについて、その費用を公費で負担する制度が、国家補償制度以外にあるか。ある場合は、その制度の名称、要件、制度所管官庁、根拠法、財源、心理療法等の内容、実施者の範囲、支給状況について教示願いたい。

- (10) フランスには、国家補償制度及び海外テロ被害者補償制度以外に、犯罪被害者等を対象とした経済的支援制度はあるか。ある場合は、その名称、法的根拠、制度の概要、運用状況を教示願いたい。
- (11) 加害者による損害賠償債務（私訴によるもの及び民事裁判によるもの）の履行を強制又は担保する制度ないし方策はあるか。
- (12) 被害者補償の対象となる犯罪の認知件数（あれば被害者数）、被害者補償の申請者数、支給者数及び拒否理由別の支給拒否件数（2010年）を提供していただきたい。
- (13) 犯罪被害者等に対して、関連する社会保障・福祉制度を含めて、別添のモデルケースについてどのような制度の組み合わせによって経済的支援がなされているか。（わかっているならば、部分的でもよいので教えていただきたい。給付額については、概算あるいは当該制度で当てはまる上限及び下限の額でもよい。ある程度具体的な状況が把握できればよいものである。）

2 テロ及び犯罪被害者補償基金 (Fonds de garantie victimes des actes de terrorisme et d' autre infractions; FGTI)

犯罪被害補償制度等に関する以下の質問にご回答願いたい。

- (1) 補償基金が犯罪被害者等に対し補償金を支払った後に、私訴による又は通常の民事の裁判によりそれよりも高い額の損害賠償が命じられた場合、犯罪被害者等は再度差額を補償基金に請求できるとのことであるが、この差額請求がなされた場合、補償基金はどの程度支払っているのか。
- (2) 補償基金による補償額提示（判定）のための具体的な裁定基準をいただきたい。
- (3) 補償基金は、申請者に補償額の提示をする際、被害者の過失による減額も行った上での金額を提示するのか、それとも、過失による減額は補償委員会が行うのか。
- (4) 併給調整すべき社会保障等の給付との調整に関する算定方法を教示願いたい。また、障害者年金や遺族年金に相当する給付との調整については、将来の給付分も含めて調整が行われるのか。
- (5) 補償基金には、すべての銀行口座情報にアクセスできる権限など、求償を行うための強力な権限が付与されているが、具体的な求償のための手続き、方法、実効的に求償するための方策について教示願いたい。
- (6) 最近の求償権行使による回収の実績及び求償を行うための権限を活用して求償した事例を教示願いたい。
- (7) 心理カウンセリングの公費負担に関して、国家補償制度の対象となる心理カウンセリングについて、犯罪被害者等・症状・心理療法・実施者の範囲、条件（例えば医療保険対象の心理カウンセリングに限定されるなど）等はどのようなものか
- (8) 次の①から④までの各ケースごとに、2010年中（ケースがない場合には、2010年以前のケースでもよい）における、支給最高額の具体的事例（支給額、被害内容、重傷病の程度・障害の程度、被扶養者の有無、減額事由、併給調整、損害賠償との調整等がわかるもの）を教示願いたい。
 - ① 殺人遺族に対する補償
 - ② 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で、恒久障害が残った者に対する補償
 - ③ 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で、障害が残らなかった者に対する補償
 - ④ 精神疾患や PTSD のみ（身体的な負傷はない）で治療やカウンセリングを受け

た被害者に対する補償

(9) 次の①から④までの各ケースごとに、2010年中（ケースがない場合には、2010年以前のケースでもよい）における、支給最低額の具体的事例（支給額、被害内容、重傷病の程度・障害の程度、被扶養者の有無、減額事由、併給調整、損害賠償との調整等がわかるもの）を教示願いたい。

- ① 殺人遺族に対する補償
- ② 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で、恒久障害が残った者に対する補償
- ③ 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で、障害が残らなかった者に対する補償
- ④ 精神疾患やPTSDのみ（身体的な負傷はない）で治療やカウンセリングを受けた被害者に対する補償

(10) 次の①から④までの各ケースごとに、2010年中（ケースがない場合には、2010年以前のケースでもよい）における、平均的支給額の具体的事例（支給額、被害内容、重傷病の程度・障害の程度、被扶養者の有無、減額事由、併給調整、損害賠償との調整等がわかるもの）を教示願いたい。

- ① 殺人遺族に対する補償
- ② 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で、恒久障害が残った者に対する補償
- ③ 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で、障害が残らなかった者に対する補償
- ④ 精神疾患やPTSDのみ（身体的な負傷はない）で治療やカウンセリングを受けた被害者に対する補償

(11) 犯罪被害者等に対して、関連する社会保障・福祉制度を含めて、別添のモデルケースについてどのような制度の組み合わせによって経済的支援がなされているか。（給付額については、概算あるいは当該制度で当てはまる上限及び下限の額でもよい。ある程度具体的な状況が把握できればよいものである。）

※ 補償基金では、併給調整すべき社会保障等の給付との調整を行った上で補償額を算出し提示していると聞いているので、全体的な経済的支援に関わる制度について、ある程度わかるのではないかと考えている。）

3 裁判所犯罪被害者補償委員会 (Commission d'indemnisation des victimes d'infractions ; CIVI)

犯罪被害補償制度に関する以下の質問にご回答願いたい。

- (1) 補償基金が犯罪被害者等に対し補償を支払った後に、民事あるいは刑事の裁判でそれよりも高い損害賠償が命じられた場合、犯罪被害者等は再度差額を補償基金に対し申請するのか。また、差額の申請がなされた場合、補償基金はどの程度支払っているのか。
- (2) 加害者と犯罪被害者等に親族関係がある場合で、犯罪被害者等が補償の対象とならない場合はどのような場合であるか。加害者が犯罪被害者等と同居している場合はどうか。
- (3) 裁判例で申請者に資格がないとされたものとして、どのようなものがあるか、具体的にはどういう場合が欠格者とされるのか。
- (4) 減額事由となる犯罪被害者等の過失とは、具体的にどのような過失の場合、どの程度の減額となるのか。
- (5) 補償の申請から支給までの平均的な期間は何日か。
- (6) 本補償制度は、現行制度の施行前に被害に遭った犯罪被害者等にも適用されるものとなっているか。
- (7) 被害後、補償を受ける前に死亡した犯罪被害者等の補償請求権は相続人に相続されるのか。

4 全国被害者支援調停協会 (Institut National d 'Aide aux Victimes et de Médiation; INAVEM)

- (1) 犯罪被害者等に対して、関連する社会保障・福祉制度を含めて、別添のモデルケースについてどのような制度の組み合わせによって経済的支援がなされているか。(給付額については、概算あるいは当該制度で当てはまる上限及び下限の額でもよい。ある程度具体的な状況が把握できればよいものである。)
- (2) 被害者支援団体の立場から、犯罪被害補償制度、損害賠償命令等をどのように評価しているか、またどのような問題点があると考えるか。
- (3) 被害者支援団体の立場から、犯罪被害補償制度と社会保障制度や社会福祉制度との関係をどのように評価しているか、またどのような問題点があると考えるか。

質問事項：ドイツ

1 連邦労働社会福祉省 (Bundesministerium für Arbeit und Soziales)

犯罪被害補償制度に関する以下の質問にご回答願いたい。

- (1) 犯罪被害に対する国家の賠償義務による制度と治安立法及び死刑制度廃止等とはどのように関係しているのか。
- (2) 犯罪被害者等への補償のための予算額及びその内訳を教示願いたい（過去5年間）。
- (3) 年金について、元の所得と稼得能力、支払われる年金額、支給期間との関係を具体的に教示願いたい。
- (4) 犯罪被害者等の稼得能力の低下に応じた基礎年金が支払われるが、年金を受ける前に普通の生活をしていた時の所得はどのように反映されるのか。
- (5) 重傷病と後遺障害の場合における、それぞれの年金の種類、支給額、上限、支給期間等について教示願いたい。
- (6) 支払われた年金の総額（過去5年間における毎年の年金総額）を教示願いたい。
- (7) 治療のほか、現物給付される補償にはどのようなものがあるか。
- (8) 加害者と犯罪被害者等に親族関係がある場合で、犯罪被害者等が補償の対象とならない場合は同居している場合以外にどのような場合があるか。
- (9) 不支給事由について、年金及び治療費等の補償は、具体的にどのような場合に不支給とされるのか。
- (10) 減額事由について、年金及び治療費等の補償は、具体的にどのような場合に減額されるのか。また、減額の実績について、減額理由別の減額件数（2010年）を教示願いたい。
- (11) 加害者への求償額は、州が犯罪被害者等へ給付した金額全額になるのか、それとも、その一部になるのか。求償額ないし求償割合と国家が犯罪被害に責任があるとする理念とはどのように整理されているのか。また、求償権の根拠について教示願いたい。
- (12) 具体的な求償のための手続き、方法、実効的に求償するための方策について教示願いたい。
- (13) 本補償制度は、改正後の制度施行前に被害に遭った犯罪被害者等にも改正後の制度が適用されるものか。

- (14) 被害者補償（年金及び援助等）の対象となる犯罪の認知件数（あれば被害者数）、被害者補償の申請者数、支給者数、拒否理由別の給付拒否件数（2010年）を提供していただきたい。
- (15) ドイツには、OEG法に基づく犯罪被害補償制度及び海外テロ被害補償制度以外に、犯罪被害者等を対象とした経済的支援制度はあるか。ある場合は、その名称、法的根拠、制度の概要、運用状況を教示願いたい。
- (16) 損害賠償金（刑事裁判及び民事裁判によるもの）の立替払い制度があるか。
- (17) ドイツにおける現行の被害者補償制度の課題、問題点とその理由について教示願いたい。

2 連邦司法局第Ⅲ 2 課－被害者補償課 (Bundesamt für Justiz)

- (1) 刑事裁判における損害賠償金が支払われている割合（履行状況）及び、民事訴訟における損害賠償金が支払われている割合（履行状況）はそれぞれどれくらいか。
- (2) 損害賠償金の立替払い制度があるか。
- (3) 損害賠償（刑事裁判及び民事裁判による損害賠償判決）の履行を加害者に強制したり、その履行を担保する制度ないし方策はあるか。
- (4) 犯罪被害補償制度の対象となる犯罪の認知件数（あれば被害者数）、被害者補償の申請者数、支給者数、拒否理由別の給付拒否件数（2010年）を提供していただきたい。
- (5) ドイツには、OEG法に基づく犯罪被害補償制度及び海外テロ被害補償制度以外に、犯罪被害者等を対象とした経済的支援制度はあるか。ある場合は、その名称、法的根拠、制度の概要、運用状況等を教示願いたい。

3 ケルン年金給付局 (Landschaftsverband Rheinland (LVR))

犯罪被害補償制度等に関する以下の質問にご回答願いたい。

- (1) 補償金及び年金の支給決定までの具体的手続きを教示願いたい。
- (2) 犯罪の認定、稼得能力の喪失の程度等をどのように判断するのか。また、時間の経過とともに稼得能力が変化した場合にはどうしているのか。
- (3) 補償の申請から支給までの平均的な期間は何日か。
- (4) 心理カウンセリングの公費負担に関して、犯罪被害補償制度の対象となる心理カウンセリングについて、犯罪被害者等・症状・心理療法（カウンセリング）・実施者の範囲・条件（例えば、医療保険対象の心理カウンセリングに限定されるなど）・カウンセリング費用の回数の上限等について教示願いたい。
- (5) なぜ他の給付制度から完全に独立させ、併給調整をしないのか、その考え方及び調整の必要がない理由について教示願いたい。また、社会保障としての障害年金や遺族年金との関係について教示願いたい。
- (6) 次の①から④までの遺族、障害、重傷病、精神疾患の各ケースごとに、2010年中（ケースがない場合は、2010年以前のケースでもよい。）における、年金（基礎年金及び調整年金等別に）の支給最高額の具体的事例（支給額、被害内容、稼得能力の低下の段階、重傷病の内容、障害の程度、被害者の所得、生計依存関係、減額事由、損害賠償との調整の有無等がわかるもの）を教示願いたい。
 - ① 殺人遺族に対する年金の支給額
 - ② 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で、恒久障害が残った者に対する補償
 - ③ 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で、障害が残らなかった者に対する補償
 - ④ 精神疾患やPTSDのみ（身体的な負傷はない）で治療やカウンセリングを受けた犯罪被害者等に対する補償
- (7) 次の①から④までの遺族、障害、重傷病、精神疾患の各ケースごとに、2010年中（ケースがない場合は、2010年以前のケースでもよい。）における、年金（基礎年金及び調整年金等別に）の支給最低額の具体的事例（支給額、被害内容、稼得能力の低下の段階、重傷病の内容、障害の程度、被害者の所得、生計依存関係、減額事由、損害賠償との調整の有無等がわかるもの）を教示願いたい。
 - ① 殺人遺族に対する年金の支給額
 - ② 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で、恒久障害が残った者に対する補償
 - ③ 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で、障害が残らなかった者に対する補償
 - ④ 精神疾患やPTSDのみ（身体的な負傷はない）で治療やカウンセリングを受けた犯罪被害者等に対する補償

(8) 次の①から④までの遺族、障害、重傷病、精神疾患の各ケースごとに、2010年中（ケースがない場合は、2010年以前のケースでもよい。）における、年金（基礎年金及び調整年金等別に）の平均的支給額の具体的事例（支給額、被害内容、稼得能力の低下の段階、重傷病の内容、障害の程度、被害者の所得、生計依存関係、減額事由、損害賠償との調整の有無等がわかるもの）を教示願いたい。

① 殺人遺族に対する年金の支給額

② 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で、恒久障害が残った者に対する補償

③ 傷害（強盗致傷でもよい）の被害者で、障害が残らなかった者に対する補償

④ 精神疾患や PTSD のみ（身体的な負傷はない）で治療やカウンセリングを受けた犯罪被害者等に対する補償

(9) 年金以外の補償（治療費、治療に用いられる医療品、装具、義歯、眼鏡などの費用、リハビリテーション費用、心理カウンセリング費用等）について、2010年中（数値がない場合は2010年以前のものでよい。）における、支給実績（総額と内訳）、支給最高額と支給最低額の具体的事例（支給額、被害内容、重傷病の内容、障害の程度、被害者の所得、減額事由、損害賠償との調整の有無等がわかるもの）を教示願いたい。

(10) 精神疾患や PTSD のみで被害者補償として治療費又は心理カウンセリング費用を支給したケースは何件あるのか。また、その場合の支給最高額と最低額の具体的事例（支給額、被害内容、精神疾患の状況、心理カウンセリングの内容、実施者の範囲、回数、被害者の所得、減額事由、損害賠償との調整の有無等がわかるもの）を教示願いたい。

(11) 犯罪被害者等に対して、関連する社会保障・福祉制度を含めて、別添のモデルケースについてどのような制度の組み合わせによって経済的支援がなされるか。（給付額については、概算あるいは当該制度で当てはまる上限及び下限の額でもよい。ある程度具体的な状況が把握できればよいものである。）

4 ヴァイサーリング協会（白い輪）連邦本部（Weißer Ring e. V.）

- (1) 犯罪被害者等に対して、関連する社会保障・福祉制度を含めて、別添のモデルケースについてどのような制度の組み合わせによって経済的支援がなされるか。（給付額については、概算あるいは当該制度で当てはまる上限及び下限の額でもよい。ある程度具体的な状況が把握できればよいものである。）
- (2) 被害者及び被害者支援の立場から、ドイツにおける犯罪被害者補償の意義や限界についてどのように考えているか。また、犯罪被害者への経済的支援に関する今後の制度改正や立法への要望等はあるか。
- (3) 被害者支援団体の立場から、国家補償制度、損害賠償命令等をどのように評価しているか、また、どのような問題点があると考えているか。

質問事項：韓国

1 法務省人権局人権救助課及び大検察庁強力部被害者人権課

I 犯罪被害救助制度について

(1) 理念・趣旨について

- ・ 最大月数を 36 か月とした理由や根拠、経緯は何か等

(2) 財源について

- ・ 法務部の予算は、財政企画部からの国家予算割当ではなく、罰金等が歳入となっているのか。そのようになった経緯、罰金の4% (以上) という基準決定の経緯等。

(3) 支給対象について

- ・ 起訴・不起訴あるいは未解決の場合、捜査機関への未届事案、捜査機関への不協力等の場合でも救助金の支給の対象となるか。
- ・ 重傷救助金の支給対象者等について
- ・ 韓国での健康保険による保険診療を受けた場合の診療費の本人負担は何%か等。

(4) 支給内容について

- ・ 遺族救助金の算定に関し、生計維持関係にある遺族と生計維持関係にない遺族の支給額算定月数に大きな差があるが、それぞれの月数とした理由、経緯
- ・ 重傷救助金について、例えば、低所得者が重傷を負い、高額な治療費が発生した場合、救助金支給額が医療費に満たないケースが発生しうると考えられるが、問題とならないか。
- ・ 各救助金(遺族、障害、重傷)の支給額は、併給調整対象となっている自動車損害賠償保障法第 30 条による損害補償や勤労基準法第 8 章による災害補償など責任保険制度による保障額を超えることはあるか。
- ・ 一時金ではなく、年金方式による支給の検討状況
- ・ 精神疾患や PTSD の医師の診断でも重傷救助金の対象となるか。精神疾患や PTSD だけで重傷救助金や障害救助金を支給したケースが何件あり、支給額は幾らか。
- ・ 心理カウンセリングを受けた場合でも、重傷害救助金の支給対象となるか。その場合は、医師による心理カウンセリングでなければならないか。臨床心理士による心理カウンセリングは重傷害救助金の支給対象とはならないか。
- ・ 犯罪被害者に対する医師以外の者(臨床心理士など)による心理カウンセリングについて、その費用を公費で負担する制度が、犯罪被害者救助金制度以外にあるか。ある場合、その制度の名称、要件、制度所管省庁、根拠法、財源、心理療法等、実施者の範囲、支給状況等。

(5) 減額・不支給事由等について

- ・ 犯罪被害救助審議会において減額事由をどのように調査、認定しているか。
- ・ 「救助金を支給しないことが社会通念上に違背すると認められるだけの特別な事情がある場合」に関して、被害者と加害者との間に親族関係がある場合でも適用される場合があるか。適用があり得る場合には、その要件

(6) 支給実績などについて

- ・ 支給実績(件数・総額・平均額等)
- ・ 支給対象となる犯罪の認知件数のうち何パーセント位が申請しているか。
- ・ 過去5年間における認知件数と被害者数(殺人、強盗、傷害、傷害致死、強姦)
- ・ 2010年度の事例で、不支給決定を行った件数と減額した件数(不支給事由, 減額事由毎)
- ・ 申請から各救助金が支給されるまでの平均的な期間
- ・ 犯罪被害に遭ってから救助金が支給されるまでの平均的な期間

(7) 併給調整について

- ・ 法務省による医療費支援や、性犯罪被害者に特化した医療費支援制度との調整がなされない理由等

(8) 求償権について

- ・ 求償権の行使状況、積極的に求償権を行使するための方策等

(9) 遡及適用について

- ・ 犯罪被害救助制度は現行制度の施行前に被害に遭った被害者にも適用されるか。

(10) 損害賠償との関係等について

- ・ 損害賠償と救助金の調整の例、加害者による損害賠償金が支払われている割合(損害賠償命令によるもの、民事裁判によるもの)
- ・ 損害賠償の履行を加害者に強制したり、その履行を担保する制度ないし方策はあるか。

(11) 犯罪被害救助金の支給事例 ☆

以下の各ケースにつき、2010年度の支給最高額と支給最低額の具体的事例

(支給額, 被害内容・障害等級・重傷害の内容, 支給額算定の根拠となった被害者の月収, 月数, 被扶養者の有無, 減額事由, 併給調整, 損害賠償との調整)

①遺族救助金、②障害救助金1等級、③障害救助金 10 等級、④身体的な障害はなく、精神的な障害(第1等級 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に看護を受けなければならない場合。第3等級, 第7等級, 第 10 等級)のみの被害者に対する障害救助金、⑤重傷害救助金

(12) モデルケースによる関連する社会保障制度等を含めた全体的な経済的支援の状況 ☆

II 犯罪被害者へのその他の経済的支援

- ・ 海外で犯罪被害に遭った被害者に対する経済的支援の制度はあるか。海外でのテロ被害の被害者に特化した経済的支援制度はあるか。
- ・ 法務省による医療費支援制度の理念、主旨、対象者、金額、支給実績等。
- ・ 犯罪被害者に対する住居支援の内容(費用、入居要件、運用状況等)。

2 ソウル東部犯罪被害者支援センター及びスマイル花園

- ・ モデルケースによる関連する社会保障制度等を含めた全体的な経済的支援の状況
- ・ 犯罪被害者に対する支援活動のうち、経済的支援として、どのような支援を実施しているか
- ・ 犯罪被害者の経済的自立のための支援活動があるか(スマイル花園以外で)。
- ・ センターの1年間の総予算額は幾らか。そのうち、収入の財源(政府補助金、地方団体補助金、寄付、会費、収益事業の収益など)はそれぞれ幾らか等
- ・ スマイル花園について

3 女性家族部権益増進局権益支援課において調査すべき事項

- ・ 犯罪被害者、特にDV被害者や性犯罪被害者に対する経済的支援で、女性家族部が所管している制度にはどのようなものがあるか。制度の名称、法的根拠、支給要件、運用状況等
- ・ DVや性犯罪被害者に対する治療費支援の制度内容、支給要件、支給額計算方式等。

4 スマイルセンター

- ・ 心理カウンセリングの実施者(医師か臨床心理士か)、どの位の期間行うのか。報酬(単価)
- ・ 一時的な居住施設の提供は、費用(無料か?)、利用期間、入居要件。
- ・ 年間予算は幾らか。収入は、法務部からの補助金だけか。幾らか等。

5 ワンストップセンター

- ・ 性犯罪被害者に対する支援の概要。

6 韓国性暴力相談所

- ・ 性暴力被害者に対する支援活動の概要
- ・ 治療プログラムの内容、期間、担当者、心理や医療支援の内容、担当者等。
- ・ 性暴力被害者に対する経済的支援を行っているか。どのような内容か。

モデルケースによる全体的な経済的支援の状況による調査

1 調査の目的

犯罪被害者等を対象とした制度のみならず、関連する社会保障・福祉制度によるものを含めた全体的な経済的支援の状況について具体的に把握して比較するため、以下の1から4のモデルケースを使用して調査を行うもの。

2 調査項目

- (1) 犯罪被害者を対象とした経済的支援制度による支給
支給額、支給額の内訳（積算根拠）、支給方式
- (2) 結果として犯罪被害者等の経済的支援制度となり得る制度
制度名、制度諸官庁、当該制度における支給額
- (3) 支給合計額

関連する社会保障制度等を含めた全体的な経済的支援の状況（全体の受給額と制度の組み合わせ）の調査に使用するモデルケース（各国共通）

ケース1	死亡したケース 所得のある夫、専業主婦の妻、子2人の世帯で、夫が犯罪被害により死亡したケース
モデルA	年 齢：40歳 性 別：男性 職 業：会社員 年 収：550万円 家族構成：妻（38歳・専業主婦） :長男（11歳） :長女（9歳）

ケース2	重度障害が残存したケース 犯罪被害により、6か月間の入院加療を要する傷害を負った。 1年間の通院の後、随時介護を要する状態（障害等級1級相当）となった。
モデルA	年 齢：40歳 性 別：男性 職 業：会社員 年 収：550万円 家族構成：妻（38歳・専業主婦） :長男（11歳） :長女（9歳）

ケース3	（重傷病（精神疾患）を負ったケース） 強姦致傷被害を受け、PTSDを発症し、1年にわたりカウンセリングを受けた。
モデルB	年 齢：25歳 性 別：女性 職 業：会社員 年 収：250万円 家族構成：独身・両親と別居 :父（50歳） :母（48歳）

ケース4	（夫が妻を殺害したケース（親族間犯罪・DV）） 被害者及び子に対する経済的支援により、加害者が利益を得る可能性がない場合で、未成年の子が残されたケース
モデルC	年 齢：40歳 性 別：女性 職 業：専業主婦 年 収：なし 家族構成：長男（14歳） :長女（11歳） :夫（43歳・加害者）